（４）自然災害リスクの増大

近年、気候変動の影響により、集中豪雨が激甚化・頻発化している。１時間降水量 50 mm 以上の平均年間発生回数は、昭和 51 年（1976 年）から昭和 60 年（1985 年）までの期間は約 226 回であったが、平成 26 年（2014 年）から令和５年（2023 年）までの直近 10 年間は約 330 回と約 1.5 倍に増加している。今後、短時間強雨の発生回数の増加や降雨規模の増大はますます顕著になると予想され、洪水リスクや老朽化した農業水利施設等の被災リスクが増加するおそれがある。

一方で、日降水量 1.0 mm 以上の年間日数は減少しているほか、日本の平均気温は明治 31 年（1898 年）から令和６年（2024 年）までの間に 100 年当たり 1.4℃の割合で上昇し、令和６年の平均気温は過去最高を記録するなど、渇水及び高温による収量、品質の低下など農作物への影響が懸念されている。

また、南海トラフ地震の発生確率が今後 30 年以内で 80%程度[14]と評価される中、南海トラフ地震防災対策推進地域[15]には、全国の基幹的農業水利施設の約３割が存在するなど、大規模地震による被災リスクが高まっている。

こうした気候変動による災害頻度が高まっていること、大規模地震の発生が切迫していることなどを踏まえると、令和６年能登半島地震や奥能登豪雨のように、先発の自然災害の影響が残っている状態で、後発の自然災害が発生することで、単発の災害に比べて被害が拡大する「複合災害」の発生頻度が高まることも想定される。

また、自然災害の激甚化・頻発化により、農地・農業水利施設においては、豪雨・地震による湛水被害、損壊等、多大な被害が発生している。農業用ため池は全国に約 15 万か所、うち防災重点農業用ため池[16]は約５万 3,000 か所存在しており、豪雨や地震により被災する事例が多発している。

（５）持続可能な環境配慮の主流化

農業は自然環境との親和性が高い産業である一方、化石燃料、化学肥料の使用等による温室効果ガス[17]の発生や水質悪化に伴い、気候変動及び生物多様性への影響が懸念されている。

こうした背景を受けて、SDGs[18]やパリ協定、昆明・モントリオール生物多様性枠組を踏まえ、気候変動、生物多様性の保全等の地球規模の課題に取り組むことが求められており、農業においても、環境と調和のとれた食料システムの確立が求められている。

このため、「みどりの食料システム戦略」（令和３年５月農林水産省策定）に基づき、調達、生産、加工・流通及び消費のサプライチェーン全体において、環境負荷低減の取組を進めることとしている。

（６）農業・農村の多様性への配慮

我が国の農業は、地域ごとの地理的・気象的条件の違いを背景に、稲作、畑作、施設園芸、果樹、畜産等の多様な営みが展開され、経営形態・経営規模の多様化が進んでいる。

また、農村では、人口減少・高齢化、土地持ち非農家[19]の増加による混住化等の構造変化により、地域を支える農村協働力が低下しつつある。

これらの多様な実態及び構造変化を踏まえつつ、農業生産、農村環境を健全に維持・保全し、次世代へ継承するため、農業・農村の多様性に配慮した、より柔軟な取組が求められている。

（７）建設業等を取り巻く情勢の変化

建設業では、働き方改革の一環として、令和６年（2024 年）４月から時間外労働の上限規制が適用されている。現場では担い手の高齢化が進んでおり、建設業就業者数も減少していることから、ICT 技術の活用等による省力化・省人化の推進とともに、将来的な担い手の育成・確保が喫緊の課題である。

また、労務単価は、令和４年（2022 年）と比較して令和７年（2025 年）までの間に約 18%上昇し、建設資材価格は約 23%上昇している。労務単価、建設資

---

14 「長期評価による地震発生確率値の更新について」（令和７年１月 15 日地震調査研究推進本部地震調査委員会）

15 南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震被害が生じるおそれがあるものとして、令和７年７月１日に第 45 回中央防災会議の答申を踏まえて指定した地域。

16 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和２年法律第 56 号）に基づき、その決壊による水害その他の災害によりその周辺の区域に被害を及ぼすおそれがあるものとして都道府県が指定した農業用ため池。

17 地面から放射された赤外線の一部を吸収・放射することにより地表を暖める働きがあるとされるもの。代表的なものとして二酸化炭素（CO_2）、メタン（CH_4、水田等から発生）、一酸化二窒素（N_2O、家畜排せつ物等から発生）等がある。

18 Sustainable Development Goals の略。平成 27（2015）年９月の国連サミットにおいて全会一致で採択された、令和 12（2030）年を期限とする国際社会全体の開発目標。飢餓や貧困の撲滅、経済成長と雇用、気候変動対策等包括的な 17 の目標を設定。法的な拘束力はなく、各国の状況に応じた自主的な対応が求められる。

19 農家以外で耕地及び耕作放棄地を５a 以上所有している世帯。